

会議録（平成28年度第4回愛知県事業評価監視委員会）

1 日 時 平成28年10月14日（金） 午後1時30分～午後4時30分

2 場 所 愛知県庁西庁舎 第15会議室

3 出席者

（委員）魚住委員、大橋委員、千家委員、中村委員、前田委員、水谷委員、
山崎委員、吉永委員

（県建設部）建設企画課主幹、公園緑地課長、道路建設課主幹、公営住宅課長 他

（県農林水産部）農林検査課 他

4 会議次第

(1)開会

(2)議事

① 事業評価における都市計画決定の取扱について

② 第5回委員会 審議対象事業の抽出について

③ 第3回委員会 会議録の確認について

④ 第3回委員会 審議事業の修正評価書の確認について

【再評価】公営住宅等整備事業

⑤ 第3回委員会 審議事業の修正評価書の確認について

【再評価】【事後評価】道路事業

⑥ 対象事業の審議

【事前評価】道路事業

【再評価】道路事業、都市公園事業

⑦ その他

(3)閉会

1 事業評価における都市計画決定の取扱について

特に意見無し

[結論] 了承する。

2 第5回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業について説明後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第5回の対象事業は、「再評価」が、河川事業、街路事業、道路事業、交通安全対策事業、林道事業で計11件、「事後評価」が交通安全対策事業、公営住宅等整備事業、林道事業、治山事業の計5件の合計16件である。

「再評価」の抽出については、過去に審議されていない事業を優先して抽出する方針に基づき、河川事業の「二級河川 蜷川水系」「一級河川 矢作川水系 矢作川中流圏域」「二級河川 落合川水系」、道路事業の「扶桑各務原線 新愛岐道路」、交通安全対策事業の「あま愛西線」の5事業を抽出する。これ以外に、河川事業の「二級河川 信濃川水系」は、平成23年度に再評価を実施しているが、当時の委員会において、「進行管理の観点から5年後の再々評価時に、用地取得の難航により着工に至っていなかった橋梁工事の進展具合を報告すること」と求められていることから抽出する。さらに、河川事業の「二級河川 柳生川水系」については、新たに事業内容に高潮堤防の嵩上げを追加した結果、事業費が当初計画に比べ6割程増加したことから抽出する。これ以外の「二級河川 日光川水系」「二級河川 神戸川水系」「名古屋半田線」「望月峠線」は、過去に審議済みであり、事業も順調に進んでいるため除外する。

「事後評価」の抽出は、対象事業である5事業は、評価結果の「事業目標の達成状況」、「事業効果の発現状況」、「事業実施による環境の変化」について、いずれも課題がなく差はない。そのなかで、「事業効果の発現状況」に関しては、歩道設置、交差点改良、県営住宅建て替え、治山ダム事業については、事業実施が直接、事業目標の達成に結びつく事業で効果の発現が明らかである。一方で、林道開設については、整備された林道の活用状況により、事業効果である森林整備が大きく左右されることから、評価を確認するために、「大島黒沢線」を抽出する。

以上、「再評価」から7件、「事後評価」から1件の合計8件について抽出することを提案する。

[委員]

抽出審議対象事業一覧表の「長期化等の理由」について、「事業計画に基づく」との記載では事業の状況が分かり難いため表現を工夫して欲しい。

[県]

事業期間を延伸した理由が分かるように表現を変更する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

3 第3回委員会 会議録の確認について

特に意見無し

[結論] 了承する。

4 第3回委員会 審議事業の修正評価書の確認について

公営住宅課から、修正箇所を説明。

特に意見無し

[結論] 了承する。

5 第3回委員会 審議事業の修正評価書の確認について

道路建設課から、修正箇所を説明。

[委員] 一般県道名古屋豊山稲沢線の事後評価調書（案）のⅢ対応方針（案）同種事業に反映すべき事項について、事業プロセスの観点からも、同種事業に反映すべき事項はないということによいか。

[県] 地元説明会を開催するなど、一般的な事業プロセスにより事業を実施しているため、同種事業に反映すべき事項は特段ないと考えている。

[結論] 了承する。

6 対象事業の審議

【事前評価】

（1）道路事業

①道路事業：一般国道473号（月バイパス）の審議

道路建設課から説明。

[委員] 事前評価調書(案)の「Ⅱ評価 ③事業の実効性の事業計画」において、H28年度からH32年度までの事業費が記載されているがなぜか。

[県] 5年後に予定されている再評価時までの事業費を記載している。

[結論] 一般国道473号（月バイパス）の対応方針（案）について了承する。

②道路事業：主要地方道東三河環状線の審議

道路建設課から説明。

[委員] 事前評価調書の「Ⅱ評価 ③事業の実効性の地元の合意形成」において、「地元住民に対し事業説明会を開催し、合意形成を図っている」とは、事業着手に向けて努力をしているという意味で受け取ってよろしいか。

[県] 事業着手前であり、個々の地権者との合意形成には至っていない。しかし、事業が進まないときは、地域全体で反対している場合が多い。本路線は、地元説明会を開催し、大きな反対もなく、概ね了解を得ているので、事業着手段階としては合意形成が取れていると判断している。

[委員] これまでも少数の反対により事業が止まることがあった。事業着手前の段階で、いかに少数の反対者を見つけられるかがポイントだと思う。利害関係者を洗い出し、意向を確認するという努力ができると思う。

[委員] 事業評価調書の「Ⅱ評価 ③事業の実効性の環境への影響」において、既存集落が少ないから環境への影響が小さいというのは人間主体のことであり、一般的な環境への影響というのは生態系、自然への影響のことだと思うがどうか。

[事務局] 環境アセスの対象になる事業については、動植物を含めた環境への影響を記載するようにしている。それ以外の事業については、その地区固有の事柄があれば記載するようにしているが、無い場合は、例えば道路事業であれば騒音や振動の影響が大きいので、このような記載をしている。事務局でも内容を事前に確認しており、記載すべき事項があれば指導している。

[委員] 「(既存集落が) 少ないため」という表現に違和感がある。先ほどの合意形成や次の「Ⅱ評価 ④事業手法の妥当性」においても同様だが、評価調書を読む人がどのようにでも受け取れるので、表現方法を工夫して欲しい。

[県] 代替案については、前段で都市計画決定について記載しており、法的にルートや幅員が決められているので、事業の進め方として、このような記載をしている。ルートや幅員については、都市計画決定で前から決められていることなので、そのことを補った方が良いかもしれない。合意形成については、この事業については丁寧に地元説明を行っており、いろいろな意見を頂いているが、地域全体としては合意を得ていると考えている。ただし、見る人によっては意見があるという人もいると思うので、表現については工夫させていただきたい。

[委員] 「合意形成を図る」という言葉の前に、早期整備の要望を受けているとあるので、全面的に合意のバックアップを受けているという印象を与えてしまう。早期整備の要望をされている方の割合が明確でないのであれば、合意形成を図っているとの文言だけで良いと思う。客観的な記述にしたい。

[県] 早期要望をしている「地元」は、自治体や町内会全体を示している。

[委員] それであれば、「地元」という言葉を「地元自治体」等へ書き換えれば良いと思う。

[県] ご意見の通り修正する。

[結論] 主要地方道東三河環状線の対応方針（案）については、事前評価調書を修正するという条件付きで了承する。

③道路事業：主要地方道名古屋岡崎線の審議

道路建設課から説明。

[委員] 事前評価調書案の「Ⅱ評価 ③事業の実効性の地元の合意形成」や「環境への影響」、「④事業手法の妥当性」について、先に審議のあった、東三河環状線のように修正して頂きたい。「④事業手法の妥当性」の判定理由について、「最適な事業計画であり」との記載は適切ではないため、代替性の検討について言及して欲しい。

[県] ご意見の通り修正する。

[委員] 「Ⅱ評価 ③事業の実効性の事業計画」について、用地補償の最終年度から工事着手することとしているがなぜか。先に審議のあった東三河環状線は用地補償の途中から随時工事を行うような事業計画となっていた。

[県] 基本的には、用地買収のめどが立った段階で工事着手するのが通常であるため、名古屋岡崎線が通常の事業計画となる。東三河環状線については、国道362号までの部分開通を予定しているため、先行して工事に着手する予定である。

[結論] 主要地方道名古屋岡崎線の対応方針（案）については、事前評価調書を修正するという条件付きで了承する。

【再評価】

(1) 道路事業

①道路事業：主要地方道瀬戸大府東海線の審議

道路建設課から説明。

[委員] 事業計画において、現在の用地進捗率が74%で用地買収完了が平成33年度までかかるのはなぜか。

[県] まずは南側から県道田名古屋線までの区間を早期整備しており、以北については、今後用地測量を実施する予定である。

[委員] 前回評価時から全体事業費が変化していないのはなぜか。

[県] 本事業は平成14年度に事業着手しており、事業評価の制度がなかったため、事前評価を実施していない。このため、現時点における最新の事業費を記載している。

[委員] 用地進捗率について、事業費ベースで記載しているが、面積ベースの記載もあった方が進捗についてわかりやすいので併記してほしい。

[事務局] 道路は、事業期間や区間も比較的短く併記することができると思うが、例えば、河川では、事業期間や工事延長が長く、全体の用地測量も完了していないため、面積ベースの進捗率を記載することは難しい。事業によっては、面積ベースでの表記が難しいものがある。

[委員] 事業の特性により整理が難しいことは理解できるので、記載が可能なものについて記載するようにしてほしい。

[県] 承知した。

[委員] 貨幣価値化困難な効果の変化において、①地震・津波対策の強化や⑦人の交流を支え地域を活性化する基盤整備の項目ごとに「道路・街路事業の事業評価マニュアル」により基準点を設け数値化しているが、どの場合にどの基準点となるのかを具体的に教えてほしい。

[県] 次回、委員会において説明する。

[結論] 主要地方道瀬戸大府東海線の対応方針（案）については、再評価調書を修正するという条件付きで了承する。

②道路事業：主要地方道春日井各務原線の審議

道路建設課から説明。
特に意見無し。

[結論] 主要地方道春日井各務原線の対応方針（案）について了承する。

③道路事業：主要地方道名古屋岡崎線の審議

道路建設課から説明。

[委員] 「Ⅱ評価 ②事業の進捗状況及び見込みの事業計画」において、平成17年度ごろに工事を行っているが、何を実施したのか。

[県] 沿線に区画整理事業があり、手戻りが無いよう区画整理事業と同調した法面工事などを先行して実施した。

[委員] 「Ⅳ事後評価実施の有無と主な評価内容」において、主な評価内容を交通量（全車、大型車）、旅行速度、混雑度としているが、本事業の目標として交通安全対策の強化をあげているので、この目標に対する評価内容も記載したほうが良い。

[県] 事後評価の時は、周辺住民の方などを対象としたアンケート調査などを実施し、交通安全に関する評価を行う予定であるので、安全性の改善状況についても評価するように修正する。

[結論] 主要地方道名古屋岡崎線の対応方針（案）について了承する。

④道路事業：国道420号（足助バイパス）の審議

道路建設課から説明。

[委員] 「Ⅱ評価 ②事業の進捗状況及び見込みの事業計画の事業計画及び実績」について、どこを足せば総事業費の70億円になるのか。

[県] H19～22は計画及び実績、H23～27は実績、H28～は計画の欄を足すと70億となる。記載方法については、もう少し理解していただきやすいよう検討する。

[委員] 再評価時から今回にかけてルート変更を行っているようだが、全体事業費については変更ないか。

[県] ルート変更による延長の減少に伴い、工事費及び用地補償費は減少しているが、ルートを山側に振ったことにより大規模切土が発生し、その分の工事費が増加したことにより、結果的に全体事業費は変化していない。

[委員] 今後の維持管理費は担保出来る見込みか。

[県] 建設部全体の維持管理計画を策定し、将来的な見通しに基づき予算確保に務めている。

[委員] 評価を行う度に残事業期間が延びているが、何が原因か。

[県] 年を追うごとに厳しくなる財政状況を考慮して、現実的な計画を立て直している。

[委員] 事業期間が伸びていることについて、もう少し詳しく判定理由に記述を追加すべきでないか。

[県] どのような視点で書くかは検討する。

[結論] 国道420号（足助バイパス）の対応方針（案）については、再評価調書を修正するという条件付きで了承する。

（２） 都市公園事業

①都市公園事業：費用対効果（B/C）算出方法

公園園緑地課から説明。

[委員] 間接利用価値の計算過程において、各公園から受ける効用値の計算式のパラメータは、どの様な数字を使用しているのか。

[県] 国土交通省のマニュアルに定められたパラメータを使用している。このパラメータは、国土交通省が公園利用者を対象にしたアンケート調査結果を基に算出している。

[委員] 公園利用者が感じる効用（満足度）の数値化は難しい。実態として、環境の効用は、緑地の面積や公園までの距離だけで算出できるものではない

ように感じる。国土交通省のマニュアルに従い計算した結果、B/Cが1を超えているので事業の推進に支障はないと単純に判断することは課題があると思う。

[県] 間接利用価値の計算は、ご指摘の様な課題があるかもしれないが、直接利用価値の計算には、人口などの客観的なデータを用いて計算している。また、事後評価時には、実際の利用者数を用いて補正を行ったうえで評価する。

②都市公園事業：油ヶ淵水辺公園の審議

公園緑地課から説明。

[委員] 総事業費137億円に対して、B/C算出時の費用が145億円とされている。この差異については何か。

[県] B/C算出に用いている費用145億円は、社会的割引率を考慮して、基準年以前に投資した費用は年4%増加、基準年以降に投資する費用は年4%減少させて、現在価値に換算した金額である。

[委員] 前回の再評価は、全体計画区域を対象にしていたが、今回の再々評価では、実際の事業範囲に限定しているので、費用Cが縮小されることは了解。しかし、評価範囲が小さくなっているのに、効果Bは大きくなっている。環境や防災の間接利用価値は、面積が影響してくるので、普通に考えれば、面積が小さくなれば、価値も小さくなるもの。これは、マニュアルの改訂が影響しているのか。

[県] 効果の計算には面積が影響するものの、今回は、評価対象範囲の見直しに伴い、事業期間が非常に短くなり、供用を早くできることから、社会的割引率による便益の減少額が小さくなっている。例えば、供用開始に伴う便益が同額であっても、供用時期が10年遅れた場合、社会的割引率4%の影響を受けて、50年間の総便益は約3割減少となる。また、今後の人口と世帯数は右肩下がりになると推計して便益を計算していますので、早期に供用できる場合、人口や世帯数の減少の影響を受けにくくなる。更に、人口や世帯数は、最新の国勢調査結果を反映しているので、前回再評価時より若干ながら増加している。以上の3つ要因が理由となって、便益が増えている。

[委員] それだけ事業期間を短くすることが、事業効果を引き上げることになる。年間需要が173万人から148万人へ減っていても、便益が大きくなるのは、同じ理由なのか。

[県] 同様の理由である。前回再評価時の事業期間は、平成18年度から平成47年度まで。今回は、平成38年度までとしており、9年短縮となっている。更に、評価基準年度が5年下がるため、社会的割引は14年間分となる。

[委員] 事業期間が9年短くなることで、需要が減っても総便益は上がるので、それくらい感度がいいということ。また、国土交通省のマニュアルにおいて、パラメータや計算式の大幅見直しはあったのか。

[県] 前回から今回の評価にかけて、マニュアルは、第2版から第3版へ改訂されているが、パラメータ等の大幅な見直しはない。

[委員] 再評価調書（案）P1「計画変更の推移」の「事業内容」において、「主な施設」は変更無しなのに、面積は約140haから約36haへ小さくなっている。このため、「除外した約100haには主要施設は無い」との印象を受け、「無駄な約100haのために約200億円を使う」との感覚で調書を読んでしまった。記載方法を検討して欲しい。

[県] 評価調書には、現在整備を進めている地区の詳細な施設を記載し、それ以外の地区は、設計の熟度が低いので、記載していない。ご指摘を踏まえ、表現方法について、事前評価及び再評価は全体計画区域の施設を、今回の再々評価は第1期整備区域の施設を記入することで、誤解を生じないように修正する。

[結論] 油ヶ淵水辺公園については、再評価調書（案）を修正するという条件付きで了承する。